

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

転入

に関連するおもな手続き

※各種資格確認書・受給者証・認定証等は、後日郵送で送付となる場合があります。

住所
戸籍

保険
年金

高 齢

障がい

こども

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください。		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	マイナンバーカード		本庁舎 1 階 市民課	
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※受付窓口でご相談ください。			
保険 年金	国民健康保険に加入する方		・国民健康保険の加入 ・資格確認書 または 資格情報のお知らせの交付		本庁舎 1 階 市民課	
	→転入前の市町村で産前産後保険料免除を受けられていた方	産前産後保険料免除の申請	産前産後保険料（税）免除異動連絡票			
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯異動連絡票 ・旧被扶養者異動連絡票		本庁舎 1 階 保険年金課	
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書 または 資格情報のお知らせの交付 ※資格喪失日より 1 4 日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書			
		・国民年金の加入 (20 歳から 60 歳未満) ※資格喪失日より 1 4 日以内				
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請				
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方		後期高齢者医療資格確認書の交付			
	→千葉県外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された) 負担区分等証明書			
		特定疾病療養受療証 などの申請 ※県内で引越した方で、今まで認定証を持っていた方は申請不要 ※県外転入の方は限度区分の併記申請が必要				
	年金を受給中の方		年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合 ※農業者年金の方は農協			
	住所地特例に該当する施設に転入する方		手続きは不要です。			
障がい	前の住所地で要介護認定を受けていた方		要介護認定の相談	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書	総合福祉保健センター 2 階 高齢者支援課	
	障がいの手帳等をお持ちの方	各種手帳等の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療 ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証		総合福祉保健センター 2 階 障がい福祉課	
		各種手当の申請	・障害者手帳など各種手帳 ・本人確認書類 ・受給者名義の通帳			
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方		・健康保険の資格確認書 または 資格情報のお知らせ ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書 ・本人名義の通帳等			
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方		転入学手続きなど		本庁舎 5 階 学務保健室	
	【9 月から 3 月の間の転入者】 次年度入学のお子さんがいる方 (年長・小学 6 年生)		入学に関する手続き	・私立在学中の方は入学許可証 ・海外からの転入の場合は お子さんのパスポート		
	小学生・中学生のお子さんがいて、 経済的な事情のある方		就学援助の相談・案内 (提出は在籍校)	※窓口にてご確認ください。		
	0 歳～高校生年代のお子さんがいる方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください。 ※転出予定日の翌日から起算して 1 5 日以内	・請求者及び配偶者の マイナンバーカード または マイナンバー入り住民票 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の資格確認書 または資格情報のお知らせ		総合福祉保健センター 2 階 こども支援課 ※必要なものがそろっていない くてもお立ち寄りください。	
		子ども医療費助成の相談・申請	・健康保険の資格確認書 または 資格情報のお知らせ (子) ・保護者、生計維持者、同一住所の方の マイナンバーカード または マイナンバー入り住民票		総合福祉保健センター 2 階 こども支援課	
	0 歳～就学前のお子さんがいる方		乳幼児健診・予防接種等の相談 乳児健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の乳児健康診査受診票 (別冊)	総合福祉保健センター 2 階 健康増進課 窓口	
	妊娠中の方		妊婦健康診査受診票、産婦健康診査受診票、 新生児聴覚検査受診票、 1 か月児健康診査受診票交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票 (別冊)		
	妊娠中 (初産) の方と配偶者の方		Welcome Baby School (両親学級) のご案内	※受付窓口でご相談ください。		
	放課後児童クラブの利用を希望する方		放課後児童クラブ入会手続き	就労証明書など	総合福祉保健センター 2 階 こども支援課	
	保育園に入園を希望する方		保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください。	総合福祉保健センター 2 階 幼児保育課	
	他市区町村の保育園・幼稚園を継続通園する方		保育園・幼稚園の継続通園の手続き	※受付窓口でご相談ください。		
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください。		総合福祉保健センター 2 階 こども支援課	
		ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でご相談ください。			

税・料金

特別児童扶養手当を受給していた方		特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください。	総合福祉保健センター2階 障がい福祉課 ※必要なものがそろっていない くてもお立ち寄りください。	
上下水道を使用する方	上下水道を使用する方	使用開始申込み	お電話で手続きできます。	上下水道料金センター (県水お客様センター) 0570-001-245	
	→井戸水の使用がある場合で、 下水道使用人数が変更になる方	使用人数変更	お電話で手続きできます。		
海外から転入される方で納税管理人を 定めている方		納税管理人の解任		本庁舎2階 課税課市民税係 課税課土地係 課税課家屋係	
税・料などの口座振替を希望する方		口座振替の申請		本庁舎2階 収税課	
原付バイク・小型特殊を所有している方		廃車・新規登録の申告	※受付窓口でご相談ください。	本庁舎2階 課税課市民税係	
軽二輪（125cc 超 250cc 以下）、 小型二輪（250cc 超）のオートバイを 所有している方		関東運輸局千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所に お問い合わせください。		関東運輸局千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所 050-5540-2024	
軽自動車を所有している方		軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所にお問い合わせください。		軽自動車検査協会 千葉事務所習志野支所 050-3816-3115	

千葉県鎌ケ谷市



〒273-0195
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷
二丁目6番1号



鎌ケ谷市ホームページ <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/>

第 1.0 版 R7.12.10

開庁時間 あさ 8 時 30 分 ～ 夕方 5 時 00 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

手続きの内容によっては、受付時間ぎりぎりに来庁された場合、
その日のうちに手続きを完了できないことがございます。
時間に余裕をもって来庁いただきますよう、ご協力をお願いします。

手続きチェックシート
転入

鎌ケ谷市に引越しされた方へ

忘れずにお持ちください。

転入届

住み始めた日から 14 日以内に届出してください。

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「転出証明書」
(マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません。)
- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」



関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



- そのほか
- ・パスポート
 - ・障害者手帳
 - ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など



- ・健康保険の資格確認書
- ・基礎番号通知書(年金手帳)
- ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。